

第23回 呉建築セミナー (平成18年12月10日開催)

テーマ「自作について」 講師 藤本 壮介

藤本先生の丁寧で落ち着いた声調に気持ちが緩み、「あまり僕自身明るいところで話すのが苦手なので…」とおっしゃる先生の人柄を柔らかく感じながらセミナーが始まりました。今回のテーマの1つ、「形式の無い形式」。最初に、床をランダムに積み上げたような住宅模型の写真が登場しました。家と言えば、屋根・壁・天井・床と想像しますが、新しい形式で、新しい形の提案の原点のように感じました。床のようなものが重なりあい、椅子であったり部屋であったり廊下であったり、いろいろな要素が1つのシステム（原形）になっています。今まで私を含めいろいろな方々が家の設計を行っていますが、家としての原形から考えたことはないように思います。床があるのは当たり前、屋根があるのも当たり前、支える柱も必要になり、雨風を防ぐことも必要といった常識的なことを、設計の最初の条件から考え直し、システムを創造する。そんな藤本先生の設計の流れは、ドラマの設定資料集を作成しているかのようでした。



続いて「T-HOUSE」と呼ばれる1筆書きの住宅プランを紹介されました。間仕切りはあるのですが、全体が一体といった意味での1筆です。間仕切りが完全に閉じることなく、各部屋から他の部屋が垣間見られるようなプランです。4辺を囲まれた部屋はなく、各部屋の間仕切りは薄く裏表のある壁で仕切られています。壁の裏表が見えることで、対称性のある奥ゆき感をさらに感じられます。何かと何か混ざり合って新しい概念に発展する—そのことに着目することで、また別の空間創造ができると教えられました。

登別のグループホームのテーマは、「壁であり壁でない」。壁を透過させたり、閉鎖させたりというのは、建具等で仕切ったり開いたりというのが一般的です。このプランでは、壁が下方から三角に切りとられた通路であったり、仕切りだったりしています。立った状態や椅子

に座った視線の高さでは、仕切りになりつつ隣の部屋の気配が三角の開口から漂ってきます。長く続く洞窟の中っていると天井・壁が均一ではない部屋に閉鎖性を感じるのと似ているように思い、安堵感を私は感じました。部屋は落ち着いて安全に過ごす所だから建具が必要という論理は、後から付いてくるのだと改めて思いました。

そして小箱をばらまいたようなプランには、間と間の使い方に特徴的な考えがありました。建物のプランニングというのは、まず大きな箱を考え、その中に何をどういう風に納めていくかを考えるのが一般的だと思います。この場合はその小箱を移動してみたり回してみたりと、形式にとらわれないプランニングがされていました。

こういったプランニングの冒頭部分からシステムが発生しているところは、素晴らしく感じました。クライアントと協議を進めやすく、自由に対応できるというのは、ある意味、理想的なことではないでしょうか。

最後に楽譜が紹介されました。楽譜自体は一定の時間の流れやテンポやリズムが全て記載された設計図となります。藤本先生は、五線という枠を取り去るとどうなるかと話されました。同じ音符でも、規律を外すことで別のものになるのではという思いからで、音楽上では全く役に立たないかもしれませんが、建築という規律の中に置くと、勝手に時間が流れていくような感じがしました。



そういったことが、既存の規律にとらわれず自由に設計を進める1つのポイントなのかもしれません。新しいことをしようとする、必ずデメリットが現れてしまいます。そこを敢えてシステムから作り直してしまう理由の1つに、今回の先生のもう1つのテーマ「自然と人工物の間に存在する建築」があります。既存のシステムを最初から作り直す先生の趣向に、逆にこれが建築を考える本来の姿なのかもしれないと感じました。

呉地区支部 宮本 正崇



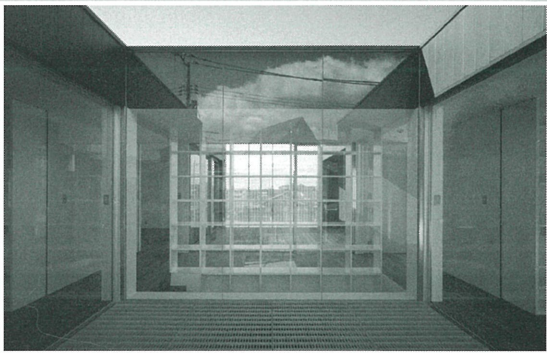
藤本 壮介
1971年 北海道生まれ。
1994年 東京大学工学部建築学科卒業。
2000年 藤本壮介建築設計事務所設立。
現在、東京理科大学非常勤講師。

MONTHLY 建築士

IROSHIMA



表紙写真について



「徳山の住宅」

●設 計／前田圭介・UID 一級建築士事務所

●施 工／ARCHITECTS STUDIO JAPAN
周南スタジオ・時盛建設株式会社

●所在地／山口県光市光井

●構 造／鉄骨造

●規 模／地上2階建 延床面積144.00㎡

●竣 工／2006年11月

●撮 影／野村和慎

敷地の左右2面は家が隣接し景色は望めない。
しかし南北は景色が見渡せ、風の抜ける気持ちの
良い場所である。

こうした敷地条件から東西2面は外部に対して
閉じながら、内部は階段室の本棚をコアとして1階
は縦方向に、2階はテラス・デッキを南北方向に、
視覚的つながりと物理的つながりを可能にしている。
この垂直・水平方向の連続性によって物理的数
値以上の空間の広さを獲得した。また、家族の気
配を常に感じられる空間となっている。

2階の子供部屋はキャンティレバーで4m張り出
し、階下では車庫としての機能を与えながら、東西
の部屋をFRPグレーチングによってつないでいる。
2階はH型プランであるが、デッキとFRPの面により
スクエアな空間となり、本棚とグレーチングのフィ
ルターによりプライバシーを確保しながら、光・風が
抜ける構成としている。こうした操作によって敷地
の持つ特性と、住まい手の居住空間を身近に感
じられる「居住環」を創り出している。

UID一級建築士事務所 前田圭介

平成18年度「CPDデータ登録」の 結果について

今回のデータ登録者数は 333 名でした。内訳は下記の
とおりです。

登録回数	人 数
4回目(H15～H18)	101
3回目(H16～H18)	13
2回目(H17、H18)	78
1回目(H18)	141
合 計	333

★平成 17 年度の専攻建築士登録者 223 名の内、今回の
CPDデータ登録者は 186 名でした。
5 年後（平成 22 年度）の更新時には 250 単位が必要
です。ご留意下さい。

★また、平成 17 年度 CPD データ登録者 234 名の内、42
名が今回登録申請がありませんでした。毎年、継続し
ていくことが大切です。

★CPDデータ登録は年 1 回（11 月）、1 年分（前年 11
月～当年 10 月）しかできません。
従って、平成 18 年 10 月 31 日までのものは失効致し
ました。今年の 11 月に登録可能なものは、昨年 11 月
1 日から今年の 10 月 31 日のものです。何年間をまと
めて申請することはできませんのでご注意下さい。

★今回、第 2 期目の「専攻建築士登録申請」をされた方
は、平成 19 年度のデータ登録から平成 23 年度までの
データ登録の累計が 250 単位必要です。申請を忘れな
いようにしましょう。

★下記に今回の申請書の書き方で間違いが多かったもの
を記します。次回の参考にして下さい。

☐申請書の書式が違っている（広島県建築士会の平成
18 年度版を使用していない）

申請書は、広島県建築士会のホームページ
(<http://www.k-hiroshima.or.jp>) のトップページから
ダウンロードしてご使用下さい。会員の皆様から
のご意見を基に、毎年改訂致します。各建築士会の
実情に合わせていますので、日本建築士会連合会や
他県の建築士会のもの、また前年度の書式を使用し
ないで下さい。

☐申請書の 1 枚目「建築士会継続能力開発（CPD）
データ登録申請書」がない
氏名や住所を書く用紙です。この用紙と手帳は、全
員提出しなければなりません。

☐同じく上記の、申請書の 1 枚目に記入漏れが多い
特に多かったのは、CPD登録番号、捺印、申請年
月日、住所の記入漏れです。

☐CPD 参加登録年が違っている

「CPD 参加登録年」は一生変わりません。通算年
は毎年増えます。CPD 制度の年度は 11 月から翌 10
月までです。ご自分の「CPD 参加登録年」が分か
らない場合は事務局にお問い合わせ下さい。平成 18
年度の正しい書き方を下記に示します。

H14/11/1～H15/10/31参加 平成15年参加
通算4年目

H15/11/1～H16/10/31参加 平成16年参加
通算3年目

H16/11/1～H17/10/31参加 平成17年参加
通算2年目

H17/11/1～H18/10/31参加 平成18年参加
通算1年目

☐バーコードシールが手帳に貼ってあるものが申請書
に書いてある

バーコードシールを貼ってあるものは、申請書に書
いてはいけません。書式 1「建築士会継続能力開発
（CPD）プログラム認定申請書」は、バーコード
シールが配布されなかった研修プログラム（他団体
主催など）を自己申請するためのものです。

自己申請をするものがない場合は、何も記入してい
ない申請書を出す必要もありません。

☐書式 1 で申請した研修プログラムの参加証明となる
資料がない

1 番望ましいのは、主催者が発行した受講証明書（修
了証など）です。ない場合は、受講票、領収証、参
加者リスト、受講申込書などが考えられます。また、
正味時間と研修の概略の分かるカリキュラムやスケ
ジュール表などを添付しなければなりません。

☐委員会活動（書式 2）で士会主催以外の委員会活動
を申請している

委員会活動として申請できる活動は、広島県建築士
会主催のものです。他団体の委員会や会議は、士会
の代表として出席を要請された場合のみです。用紙
の注意書きにも記載してあります。

☐実務実績の単位計算が違っている
少し煩雑ですが、ガイドや申請書の下段の注意をよ
く読んで計算して下さい。計算式も記入して下さい。
計算式がないと基準単位を何単位にされたのかが分
かりません。

☐登録可能な期間以外のものが申請されている
CPD データ登録は 1 年に 1 回、1 年間分を登録し
ます。今回は平成 17 年 11 月 1 日から平成 18 年 10
月 31 日の間に実勢された研修、実務実績が有効で

した。それ以前のものは無効、それ以降のものは平
成 19 年度の登録となります。

また、この期間に建築士会に入会された方は入会月
以降のものが有効です。

☐実務実績しか申請していない
実務実績のみの申請は認められません。研修や委員
会活動をしていなくても、どなたでも会報誌の公開
講座はできるはずですので、それだけでも実施して
下さい。

☐その他の注意
・会報誌の公開講座のバーコードシールは紛失しな
いように管理し、ご自分の会報誌のシールを使用
して下さい。
・申請書は極力、手書きではなく入力したものをプ
リントして下さい。また用紙は、裏紙を使用しな
いで下さい。
・登録料を会社名で振り込まれる場合は、できれば
会社名に続けて個人名も付けて下さい。
・ガイドは必ず読んで下さい。ガイドと申請書の下
段の注意を読まなければ、正しい申請書は書けま
せん。

平成18年度 専攻建築士登録申請 状況について（平成 19 年 1 月現在）

今回の登録申請者は 175 名です。今後、「建築士制度
運営委員会」「専攻建築士審査評議会」の審査を経て、
日本建築士会連合会の「専攻建築士認定評議会」に掛け
られます。最終結果が出るのは 3 月下旬になりますので、
新しい「専攻建築士」が誕生次第、ホームページと会報
誌でお知らせ致します。

申 請 者 数：175 名
（1 領域 153 名・2 領域 20 名・3 領域 2 名）
専攻領域数：199 領域
（まちづくり 3 名・設計 108 名・構造 17 名・環境
設備 1 名・生産 58 名・棟梁 0 名・法令 9 名・教
育研究 3 名）

「CPD」「専攻建築士」関連の情報は、できるだけホ
ームページや会報誌に掲載しますので、お見逃しのない
ようお願い致します。

また、平成19年度のガイド及び申請書類は、8月下旬
頃にホームページからダウンロードできる予定です。平成
19年度版として改訂しますので、今年の書式や連合会の
ものを使用しないようご注意下さい。

4月から尾道市景観条例・景観計画・景観地区が施行されます

尾道市では、景観法に基づく景観条例、景観計画、景観地区をそれぞれ決定し、2007年4月1日から施行することとしています。

このため、4月1日以降に建築物等の新築、増築、改築等の行為をする場合は、従来から広島県の景観条例及び尾道市景観形成指導要綱に基づいて尾道市都市デザイン課に提出していただいていた届出の制度が次のように変わります。

●旧尾道市及び向島町

区 分		基準（地区・ゾーンを特記していないものは景観地区内共通）
屋 根 等	スカイライン	尾道地区においては、屋上、屋根、階段室などには建築設備（避雷用の設備は除く。）飾り及び携帯電話用基地局アンテナは、原則として設置しない。
	形状、素材	斜面市街地ゾーンにおいては、勾配屋根とし、原則として瓦葺きとする。
	色彩	彩度、明度を低くすること。（別途推奨する基準あり）
外 壁	外壁の形態	尾道地区においては、大規模な建築物の外壁は、威圧感や単調さを軽減し、周辺の街並みとの調和を図るため、次のいずれかの基準に適合すること。 ①凹凸や中高層部の壁面後退などにより外壁面の形を分節化する。 ②色彩や素材の組み合わせ、目地の付加などにより、威圧感を緩和する外観とする。
	ファサード	海辺市街地ゾーンにおいては、尾道水道側の面について、開口部や庇の配置、素材や色彩の工夫により、建物の裏側を感じさせない意匠とすること。
壁	色彩	彩度を低くすること。（別途推奨する基準あり。）
低層部の形態		海辺市街地ゾーンにおいては、外壁後退やピロティ構造の導入、窓面などを通して海が見えるようにするなど、尾道水道への透視性を確保すること。
建築設備等		高さ13m又は建築面積1,000㎡を超える建築物を建築する場合は、次の基準に適合すること。 (1) 屋外階段や建築設備を設置する場合は、次のいずれかとする。 ①建築物と一体となった意匠とする。 ②周囲の公共用空地から直接望見できない位置に配置する。 ③外壁又は外壁と同じ色彩のルーバーなどにより適切に遮蔽する。 (2) テレビ受信アンテナを設置する場合は、共同化する。 (3) 建築物に附属する駐車場・駐輪場及びごみ置き場を設置する場合は、建築物本体と調和した意匠とする。
塀や柵などの意匠		(1) 尾道地区 建築物に付属する塀や柵の素材は、原則として自然素材（木、竹、石など）又は伝統的な素材を用いることとする。 (2) 向島地区 ネットフェンスなど金属製の柵を設ける場合は、透視性があるものとし、褐色系を使用すること。

(注)○垣・柵・塀以外の工作物については、「尾道市景観計画」に定める届出対象行為についての規制又は措置の基準

(従来の広島県の景観条例と同等)によります。

○表中「原則として」とあるのは、別に認定可能な基準があります。

●旧尾道市及び向島町

【景観地区内（景観地区の範囲及び高さの制限値は下図のとおり）】

・建築物の規模の大小にかかわらず景観法に基づく市長の認定申請が必要になります。

・市長の認定を受けないと行為に着手することができません。（建築物の高さについては、建築確認申請により審査を受けます。）主な認定基準は4ページの表のとおりです。

【その他の地域】

・景観法に基づく市長への届出が必要になります。

・「尾道市景観計画」に定める届出対象行為及び規制又は措置の基準は、従来の広島県の景観条例とほぼ同等となっていますが、届出の様式が変わります。

●因島地域、瀬戸田町

従来どおり広島県の景観条例に基づく景観形成地域行為の届出が必要です。様式や景観形成基準に変更はありません。ただし、市が広島県から事務委譲を受けるため、あて先が尾道市長に変わること、また、正副2部の提出書類が1部になることなど若干の変更があります。

●御調町

従来どおり景観に関する届出は必要ありません。

概ね以上のような変更となりますが、従来の県条例及び市の指導要綱による制度と最も異なる点は、景観法に基づく法的拘束力が発生したことです。無用のトラブルを避けるためにも計画段階での相談又は事前協議をお願いいたします。

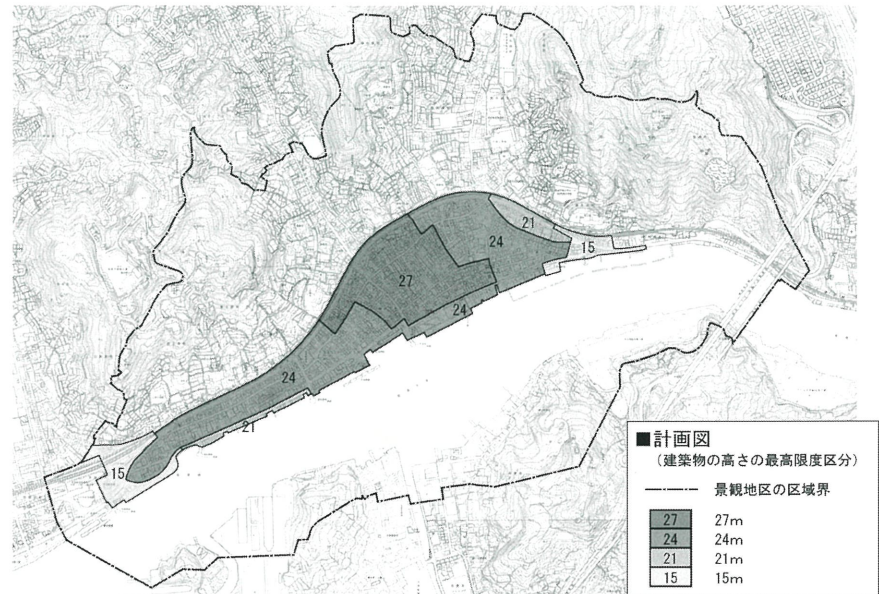
なお、くわしい内容や様式については、尾道市のホームページに掲載する予定です。

また、2月28日（水）には、説明会も開催します。詳しくは同封のリーフレットをご覧ください。

【問い合わせ先】 尾道市 都市部 都市デザイン課 景観保全係
☎(0848)25-7223

■景観地区の範囲及び高さの制限値

(高さの最高限度は、建築設備等を含んだ絶対高さとしています)



2007 Information Calendar 2月・3月の行事予定

2 February

1 木・支部ボウリング大会
(キャッスルボウル・福山支部)
・講習会「患者に選ばれる病院づくり」
(呉地区支部)

2 金・指定講習会
(福山・福山土木建築会館)

6 火・親睦ボウリング大会(県北支部)
10 土・県外見学会(福岡、日田・広島支部)
11 日 “

13 火・青年部例会(呉地区支部)
・常任幹事会(福山支部)

14 水・青年部会定例会(尾道支部)

17 土・一級建築士製図試験対策講座
(福山支部)

18 日・一級建築士製図試験対策講座
(福山支部)

・スキー交流会(広島支部)

22 木・女性委員会例会(呉地区支部)

24 土・支部対抗ボウリング大会
(ボウル国際・広島市中区田中町)

25 日・建築なんでも探建隊
(福山支部女性部会)

28 水・尾道市景観計画策定に伴う届出制度等説明会(尾道市・尾道支部)

3 March

13 火・青年部例会(呉地区支部)

14 水・青年部会定例会(尾道支部)

21 水・支部ゴルフ大会(福山支部)

あなたの作品で表紙を飾ってみませんか？

随時、表紙用の写真を募集しています。写真(プリント、ネガ、データ)2～3点を設計概要、設計趣旨(400字程度)と一緒に送ってください。会員の皆様からのご応募をお待ちしています。

社団法人 広島県建築士会

〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5F

TEL (082) 244-6830(代)

FAX (082) 244-3840

mail : info@k-hiroshima.or.jp

URL : http://www.k-hiroshima.or.jp/